

豊中市新田南公民分館規約

第1章 名称及び場所

- 第 1 条 本分館は、新田南公民分館と称し、豊中市立新田南小学校内におく。

第2章 目 的

- 第 2 条 豊中市公民館条例、同施行規則に準じて本分館地域の住民の友好を深めこれを基盤として社会教育を実施し、地域内各種団体との連絡調整を図り、地域住民の連帯意識と教養の向上を図ることを目的とする。

第3章 方 針

- 第 3 条
1. 豊中市立公民館と密接な連絡を取り、公正かつ民主的に運営をする。
 2. 専ら営利を目的とする事業を行わず、また、特定の宗教や宗派、特定の政党を支持・援助したり反対したりしない。

第4章 事 業

- 第 4 条 本分館は、その目的達成のためその方針に基づき、おおむね次の事業を行う。
1. 地域住民の文化水準、教養を高めるための事業
 2. 地域住民の体力を高めるための事業
 3. 地域住民の保健・衛生観念の向上に資するための事業
 4. その他社会教育推進のための事業
 5. 地域内各種団体の連絡調整を図る事業

第5章 運 営 委 員 会

(目 的)

- 第 5 条 本分館の事業を公正かつ円滑に推進するために運営委員会をおく。

(任 務)

- 第 6 条 運営委員会は分館長の諮問に応じて、おおむね次のことを審議する。
1. 分館長候補者の推せんに関すること。
 2. 事業計画及び報告、予算及び決算に関すること。
 3. 分館のグループ育成に関すること。
 4. 規約改正に関すること
 5. その他重要な分館運営、活動促進のため分館長の諮問に関すること。

- (構成)
- 第 7 条 1. 運営委員会は、地域内の学校代表者、各種団体の代表者、公民館活動経験者などより、分館長が委嘱した委員をもって構成する。
2. 分館長が指名した者は、上の規定によらず運営委員となることができる。
- (組織)
- 第 8 条 運営委員会は運営委員会の互選による運営委員長、副運営委員長とその他の運営委員により組織する。
- (1) 運営委員長 1名 運営委員会を統括する
- (2) 副運営委員長 1名 運営委員長を補佐し運営委員長に事故ある時は任務を代行する。
- (3) 運営委員 若干名 運営委員会のすべての議決にあたる。また、その資質に応じて事業各部を分掌することができる。
- (会議)
- 第 9 条 運営委員会は定例委員会と臨時委員会の二種類とする
- 定例委員会は毎年 2 回開き、臨時委員会は、随時開催する。
- (召集)
- 第 10 条 1. 運営委員会は、委員長が召集し議長となる。また、全委員の 4 分の 1 以上の要請があるときは会を開かねばならない。
2. 分館長候補者選出の場合は、委員の互選により別に議長を定める。
3. その他、重要な議題については、委員の互選により別に議長を定める。
- (議決)
- 第 11 条 運営委員会は、全委員の過半数（委任状を含む）の出席により成立し、出席委員の半数をもって決する。可否同数の時は議長が決する。
- (記録)
- 第 12 条 運営委員会は議事録に記載することとし、出席した運営委員若干名をもって署名する。
- (任期)
- 第 13 条 運営委員の任期は、2 年とし、任期内に学校・各種団体・各地域の代表の地位を離れた時は、自動的にその資格を失い委員長の依頼により後任を選出する。
- 中途補選者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 14 条 運営委員の兼任、再選は妨げない。

第 6 章 役員及び顧問

- 第 15 条 本分館には、次の役員を置く。
- (1) 分館長 1名 本分館を代表し、本分館の事業を総理する。
- (2) 副分館長 2名 分館長を補佐し、分館長事故あるときは、任務を代行する
- (3) 分館主事 1名 分館長のもとに分館の事務を行う。

- (4) 分館主事補 1名 分館主事の補佐にあたる。
- (5) 会計 1名 分館長のもとに分館の経理事務を行う。
- (6) 会計補佐 1名 必要に応じて置くものとし、会計の補佐にあたる。
- (7) 会計監査 2名 分館経理の監査にあたる。
- (8) 部長 3名 事業部の企画、統轄を行う。
- (9) 副部長 若干名 部長を補佐し、部長に事故が生じたときにはその任務を代行する。

- 第 16 条 1. 分館長は運営委員会の推せんにより公民館条例施行規則によって委嘱される。
2. その他の役員（運営委員を除く）は、分館長が運営委員会にはかり合議により分館長が委嘱する。

- 第 17 条 役員の任期は運営委員に準じる。
- （顧問）

- 第 18 条 1. 本分館の重要な事項その他分館長の相談に応えるため顧問を若干名おくことができる。
2. 顧問は、分館長経験者、学識経験者など運営委員会の推選によって分館長が委嘱する。
3. 任期は役員に準じる。

第 7 章 会 議

- 第 19 条 本分館の会議は次のとおりとする。
- (1) 役員会 大きな事業など必要に応じて第 15 条の（1）～（9）の役員により構成し、事業の企画と実施方法について協議する。
 - (2) 総会 運営委員および分館の全役員によって構成し、事業計画及び予算・決算の承認に関することを決する。また、事業の実施方法の徹底と親睦を図る。
 - (3) 各部会 各部の事業を企画し、事業実施について協議する。
- 第 20 条 各部会は必要に応じて分館長または部長が随時招集する。
- 第 21 条 各会議の成立および議決は運営委員会に準じる。

8 章 事 業 部

- 第 22 条 本分館には次の部をおき、各部には部長・副部長・委員をおく。
- (1) 総務部 分館活動の PR と地域住民の親睦を図ること。地域の生活環境の整備、美化に関すること。
 - (2) 文化部 文化祭・講座・講演・講習会・社会見学、趣味のクラブ・学習クラブに関すること。
 - (3) 体育部 体育祭、軽スポーツ、レクリエーション、体育クラブに関する、こと。

第7章 経 費

第 23 条

1. 本分館の経費は、市予算と賛助金によってまかなう。
2. 本分館の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第8章 付 則

第 24 条

1. 本規約は、平成17年4月1日より実施する。
2. 本規約の改正は運営委員会において行う。
3. その他細部については別に定める。

新田南公民分館育成グループ に関する規約

18・7・12

1. 目的

新田南公民分館（以下分館と略す）規約に基づき新田南地域（以下地域と略す）の住民を対象に社会、文化、体育活動を行う団体を新田南公民分館育成グループとして認定し、その活動を支援する事により地域住民の生涯学習活動に寄与する事を目的とする。

2. 育成グループの要件

- 1) 構成員の概ね3分の2以上は地域住民であり、10名以上のグループである事。
- 2) 地域住民に開かれている事。
- 3) 営利活動を行わない事、また特定の団体、個人の営利活動の支援を行わない事。
- 4) 特定の政党、宗教、思想団体等から支援を受け、支持する活動を行わない事。
- 5) 公序良俗に反する活動を行わない事。
- 6) 会費等は社会通念上妥当な額とする事。

3. 分館活動への参加

- 1) 各育成グループの代表として1名は運営委員となり分館活動に参加する事を原則とする。
- 2) 育成グループは分館活動の範囲内で分館に対して活動の成果等の発表の機会、場所を設ける様に分館に対して要請出来る。
- 3) 分館は2)の規定により要請があった場合、速やかに検討しその可否を伝える事。
また分館は育成グループに対して、分館の行事に於いてその成果の発表を求める事が出来る。育成グループは分館からの要請を速やかに検討しその可否を伝える事。
- 4) 育成グループの解散、代表の交代、活動内容の変更等があれば速やかに分館に報告する事。
- 5) 育成グループは年度末に当該年度活動内容を分館長に報告する事。

4. 育成グループの認定

- 1) 育成グループの認定を受けようとする団体は、分館長に申請する。
様式は別途定める。
- 2) 上記の申請があった場合、分館長は速やかに役員会を開き可否を決定し当該団体にその結果を通知する。否決された場合にはその理由を明確に伝えなければいけない。またこの場合出席した役員は知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- 3) 分館長は地域内の団体が育成グループに相応しいと判断した時は役員会の承認の後、当該団体に参加を求める事が出来る。
- 4) 分館長は役員会の承認を得れば新たに育成グループを立ち上げる事が出来る。

5. 除名

- 1) 分館長が、育成グループが2の要件に反していると判断した時は、役員会を招集し当該グループの除名を諮問する。ただしその場合、当該グループの代表が役員会に於いて弁明する機会を設けなければならない。
- 2) 1)の規定は、上記の過程を経て除名されたグループが新たに要件を満たした場合、再度の申請を妨げるものではない。